

第十八号の二様式（第三条の七、第三条の十関係）

建築基準法第 18 条第 4 項の規定に係る計画通知は、「建築基準法第 18 条第 4 項の規定による計画通知書」になります。

構造計算適合性判定申請書

（第一面）

建築基準法第 6 条の 3 第 1 項（同法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

一般財団法人 宮城県建築住宅センター
理事長 三浦 俊徳 様

令和 年 月 日

旧申請書は、理事長名が異なりますので、最新の申請書をご利用ください。

申請者氏名 印

設計者氏名 印

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※適合判定通知書番号欄
令和 年 月 日		令和 年 月 日
受付番号		適合判定通知書番号
係員印		係員印

※印部分は、当センターの記載欄になります。

(第二面)

第二面は、確認申請書第二面の記載
内容と同様に記載してください。

【1. 建築主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成又は確認した設計図書】

(その他の設計者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成又は確認した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録番号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士である旨の表示をした者)
上記の設計者のうち、

建築士法第 20 条の 2 第 1 項の表示をした者

【イ. 氏名】
【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第 20 条の 2 第 3 項の表示をした者

【イ. 氏名】
【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

■ 建築基準法第 86 条の 7 の規定に適合する既存不適格建築物に対する増改築の場合は、法 20 条が適用除外され、構造設計一級建築士の関与が免除されるため、記載の必要がありません。構造設計図書への記名・押印も免除されますが、安全証明書の添付が必要になります。

この欄は、建築士法第 3 条（一級建築士でなければならない設計又は工事監理）に該当する建築物、かつ建築基準法第 20 条第 1 項第二号に掲げる建築物【ルート 2、ルート 3 及び限界耐力計算等（免震構造を除く）】の場合に記載します。

構造設計一級建築士が自ら設計及び法適合確認を行った場合は、こちらに記載します。

その他の一級建築士が設計を行い、構造設計一級建築士が法適合確認を行った場合にこの欄に記載します。

【4. 敷地の位置】
【イ. 地名地番】
【ロ. 住居表示】

【5. 確認の申請】
 申請済 ()
 未申請 ()

確認の申請については、本申請時に申請先が決まっている場合、申請済にチェックして確認検査機関名を記載して下さい。

【6. 工事種別】
 新築 増築 改築 移転 大規模の修繕 大規模の模様替

【7. 備考】
【建築物の名称又は工事名】

確認申請書と整合を図り、記載してください。

(第三面)

建築物独立部分別概要

【1. 番号】	EXP. J 等により 2 以上に分離された建築物がある場合は、独立した建築物ごとに平均地盤面を算定し、各々の平均地盤面からの最高の高さ、最高の軒の高さを記載することになります。	確認申請書第六面と整合を図り、記載してください。
【2. 延べ面積】		
【3. 建築物の高さ等】 【イ. 最高の高さ】 【ロ. 最高の軒の高さ】 【ハ. 階数】 地上 () 地下 () 【ニ. 構造】 造 一部 造		
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】 <input type="checkbox"/> 特定構造計算基準 <input type="checkbox"/> 特定増改築構造計算基準	・新築及び既存 適格 建築物の場合は、「特定構造計算基準」にチェック ・既存 不適格 建築物に対する増改築の場合は、「特定増改築構造計算基準」にチェックを入れます。【建築基準法第 6 条の 3】	
【5. 構造計算の区分】 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 2 号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第 81 条第 3 項に掲げる構造計算	・第 1 号イ：ルート 3 ・第 1 号ロ：限界耐力計算等 ・第 2 号イ：ルート 2 ・第 3 項：ルート 1	
【6. 構造計算に用いたプログラム】 【イ. 名称】 【ロ. 区分】 <input type="checkbox"/> 建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号) <input type="checkbox"/> その他のプログラム	・【イ. 名称】には、構造計算プログラムの名称及びプログラムバージョンを記載します。	
【7. 建築基準法施行令第 137 条の 2 各号に定める基準の区分】 (第○号○)	○ 既存 不適格 建築物に対して一の建築物となる増改築を行った場合、増改築の規模・接続方法によって下記の基準の区分に従い記載します。	
【8. 備考】	・第一号イ… 増改築の部分の床面積が 1/2 を超え、建築物全体を一体として増築を行う場合 ・第一号ロ… 増改築の部分の床面積が 1/2 を超え、増改築の部分が EXP. J で分離している場合 ・第二号イ… 増改築の部分の床面積が延べ面積の 1/20 かつ 50㎡を超え、1/2 を超えない場合 (一体の建築物、EXP. J で分離した建築物) ・第三号イ… 増改築の部分の床面積が延べ面積の 1/20 かつ 50㎡を超えない場合	
(注意) 1. 各面共通関係 数字は算用数字を、単 2. 第一面関係 ① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。 ② ※印のある欄は記入しないでください。 3. 第二面関係		

- ① 建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合には、2欄に記入してください。
- ③ 2欄及び3欄は、代理人又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理人又は設計者の住所を書いてください。
- ④ 3欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2第3項の表示をした図書について記入してください。
- ⑤ 3欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物に係る他の全ての設計者について記入してください。3欄の設計者のうち、構造設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑥ 住居表示が定まっているときは、4欄の「ロ」に記入してください。
- ⑦ 5欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。
- ⑧ 6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、7欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、申請に係る建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。）ごとに作成してください。
- ② 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ③ 2欄及び3欄の「イ」から「ハ」までは、申請に係る建築物について、それぞれ記入してください。
- ④ 3欄の「ニ」は、申請に係る建築物の主たる構造について記入してください。
- ⑤ 4欄、5欄及び6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 6欄の「イ」は、構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。
- ⑦ 7欄は、建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。
- ⑧ 計画の変更申請の際は、8欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。